



KANAGAWA

神奈川県
産業労働局労働部
産業人材課

令和6年度 職業訓練指導員試験（資格試験） 受験案内

この試験は、職業能力開発促進法の規定に基づき、職業訓練指導員としての資格を得るために行うもので、合格者には申請により職業訓練指導員免許証が交付されます。

（※なお、この試験は神奈川県職員の職業訓練指導員採用試験ではありません。）

受験申請受付：令和6年7月1日（月）～ 7月12日（金）

※ インターネット、あるいは郵送による受付とします。

持参での申請を希望する場合は、事前にご連絡ください。

試験日：令和6年9月8日（日）

合格発表：令和6年10月9日（水）

※本受験案内は、試験の合格者の発表が終了するまで無くさないでください。

1 試験実施職種

学科試験のうち、指導方法のみを実施する職種：全職種

*ただし、実技試験及び学科試験のうち関連学科が免除されている方を対象とします。

※受験にあたり提出が必要な書類は2ページ、試験科目は別表2（4ページ）、免許職種は別表3（4ページ）参照

*機械科の学科試験（関連学科）については、今年度は実施しません。

2 試験日時及び試験会場

(1) 試験日時 令和6年9月8日（日）

※試験時間：90分

※集合時間：9時20分

(2) 会場 神奈川県立産業技術短期大学校（横浜市旭区中尾2-4-1）

*災害等で試験が実施できないなど緊急のお知らせは、事前に県産業人材課のホームページ（<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/xa4/index.html>）でお知らせします。



3 受験資格及び実技試験・学科試験の免除

(1) 実技試験の全部及び学科試験の関連学科が免除となる方が受験できます。

詳しくは、別表4（5ページ）、別表5（6ページ）のとおりです。

(2) 職業訓練指導員免許職種と技能検定職種との対応は、別表6（7～8ページ）のとおりです。

(3) 実技試験、学科試験（関連学科、指導方法）の全てが免除となる方も、受験免除者として申請が必要です。

この場合、受験手数料は不要です。後日送付される受験票を合格発表までお持ちください。

また、受験免除者の場合は試験日に試験会場にお越しいただく必要はありません。

(4) 次に掲げる方は、試験を受けることができません。

ア 禁錮以上の刑に処せられた方。

イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない方。

4 受験申請手続き

(1) 提出書類等

必要書類	受験者		全部免除者	
	電子申請	紙申請	電子申請	紙申請
受験申請書(表面) 及び履歴書(裏面) (太枠内を記入。) ※氏名は、略字を使用せずに証明書等と同じ字体で記入してください。 ※履歴書には、新しい履歴(中退を除く)から記入してください。	— (入力に応じて自動作成)	○ (郵送)	— (入力に応じて自動作成)	○ (郵送)
写真票 (太枠内を記入。) ※点線は切り離さずに提出してください。	○ (郵送)	○ (郵送)	○ (郵送)	○ (郵送)
受験票 (太枠内を記入。63円郵便切手を貼付け。) ※点線は切り離さずに提出してください。	○ (郵送)	○ (郵送)	○ (郵送)	○ (郵送)
試験結果通知書 (太枠内を記入。) ※点線は切り離さずに提出してください。	○ (郵送)	○ (郵送)	○ (郵送)	○ (郵送)
受験手数料 (3,100円分) <u>インターネットにより電子申請される方(後納)</u> 書類等に不備がなければ7月中旬頃、手数料納付案内のメールが登録いただいたメールアドレスに届きます。案内のメールに従って、手数料をスマホ決済、クレジットカード決済またはペイジーにより納付してください。 <u>申請書により紙申請される方(前納)</u> 受験申請の際に、県で発行する「神奈川県収入証紙」を申請書に貼付により納付してください。(収入印紙ではありません。) ※申請受付後は手数料の返還はいたしません。 ※試験の全ての科目が免除になる方は、受験手数料は不要です。	○ (電子納付)	○ (郵送)	—	—
写真2枚 (縦4cm×横3cm) ※申請前6ヵ月以内に撮影した写真で、正面脱帽上半身像のもの(電子申請の方はファイル添付、紙申請の方は受験申請書、写真票に貼付。)	○ (ファイル添付)	○ (郵送)	○ (ファイル添付)	○ (郵送)
受験資格を証明する書類 ※必要な書類については別表1(下表)、受験資格及び免除の範囲については別表4(5ページ)、別表5(6ページ)を、を参照してください。	○ (ファイル添付)	○ (郵送)	○ (ファイル添付)	○ (郵送)

〈別表1〉「受験資格及び免除資格を証明する書類(写し)」

必要書類	卒業証明書 または 修了証明書	履修証明書 または 成績証明書	特別履修 証明書	実務経験 証明書	職業訓練 指導員試験 一部合格証書	技能検定 合格証書	該当資格の 免許証や試験 合格証書等
受験・免除資格							
実務経験者(実務経験のみ)				○			
高等学校又は中等教育学校卒業 者(免許職種に関連する学科以外)	○			○			
大学・短大・高校・各種学校卒業 者(免許職種に関連する学科)	○	○	○※1	○			
職業訓練指導員試験一部合格者 (受験する免許職種のものに限る)					○		
技能検定合格者 (別表6)参照						○	
他法令による受験資格所持者 (別表5)参照 ※2				△※3			○
職業能力開発校修了者	○	○	△※4	△※3			

※1 「免許職種に関する学科を修めている」ことを審査するため、卒業(修了)した学校に証明してもらう必要があります。県で様式を用意しますので、お早めに担当までご連絡ください。

※2 すでに他の職種の職業訓練指導員免許をお持ちの方を含みます。

※3 受験資格に実務経験が定められている場合のみ提出が必要です。

※4 修了した課程・学科により、提出が必要な場合があります。お早めにお問合せください。

(2) 受付期間
令和6年7月1日(月)～7月12日(金) (郵送の場合は締切日必着です。)

(3) 申込方法
インターネット(電子申請)もしくは簡易書留による郵送(紙申請)により、お申込みください。
詳しくは、職業訓練指導員試験のホームページをご確認ください。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/xa4/instructor/index.html>



(4) 受験票の交付
受験番号及び集合時間等を記載した受験票を後日送付します。
なお、試験実施日1週間前までに到着しない場合は、お問合せください。

5 合格者の発表

合格者には、試験結果通知書と職業訓練指導員試験合格証書を郵送します。
※令和6年10月9日(水)から職業訓練指導員試験のホームページに合格者及び一部合格者の受験番号を掲示します。(掲載を希望しない方を除く)
※電話による合否のお問合せには応じられません。
※不合格者には試験結果の通知はいたしません。

6 試験結果(得点)の閲覧

合格発表日の令和6年10月9日(水)から同年11月8日(金)までの1ヵ月間(土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分～12時、13時～17時15分)、神奈川県産業労働局労働部産業人材課(神奈川県庁 本庁舎5階)において、受験者本人の申し出に基づき、試験結果(得点)の閲覧ができます。
なお、閲覧の際、受験票または試験結果通知書と顔写真入の身分証明書(運転免許証、パスポートなど)を必ず持参してください。
※電話による得点結果等のお問合せには応じられません。

7 職業訓練指導員免許証の交付

- (1) この試験に合格した方には、申請(手数料2,300円)により職業訓練指導員の免許証が交付されます。
- (2) 免許交付申請については、試験結果通知書及び職業訓練指導員試験合格証書の郵送の際に、免許交付申請書、記載例及び免許申請方法を記載した書類を同封します。それに従い免許交付申請を行ってください。

8 合格者の特典

- (1) 職業訓練指導員免許取得者は、その職種に対応する技能検定(1級・2級・3級・単一等級)を受検する場合、学科試験の全部が免除になります。
- (2) 職業訓練指導員免許取得後、1年間の実務経験で1級の技能検定が受検できます。
- (3) 労働安全衛生法に基づく資格を取得する場合、該当職種について試験(講習)の全部又は一部が免除されます。
- (4) 自動車整備科の合格者は、自動車整備士技能検定規則による2級又は3級の技能検定を受検する場合、学科試験(保安基準その他自動車整備に関する法規の科目を除く)及び実技試験の全部が免除されます。

9 その他

受験申請手続等について不明な点は、次にお問合せください。

神奈川県 産業労働局 労働部
産業人材課 技能振興グループ
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
電話 (045)210-5720

〈別表2〉「試験科目」

試験区分 免許職種	学 科 試 験
全 職 種	1 指導方法（職業訓練原理 教科指導法 訓練生の心理 生活指導及び職業訓練関係法規）

〈別表3〉「職業訓練指導員免許職種」（123職種）

※職業能力開発促進法施行規則 別表第11

園 芸 科	造 園 科	森林環境保全科	鉄 鋼 科	鑄 造 科
鍛 造 科	熱 処 理 科	塑 性 加 工 科	溶 接 科	構 造 物 鉄 工 科
金属表面处理科	機 械 科	電 子 科	電 気 科	コンピュータ制御科
発 変 電 科	送 配 電 科	電 気 工 事 科	自 動 車 製 造 科	自 動 車 整 備 科
自動車車体整備科	航空機製造科	航空機整備科	鉄 道 車 両 科	造 船 科
時 計 科	光 学 ガ ラ ス 科	光 学 機 器 科	計 測 機 器 科	理 化 学 機 器 科
製 材 機 械 科	内 燃 機 関 科	建 設 機 械 科	農 業 機 械 科	縫 製 機 械 科
織 布 科	織 機 調 整 科	染 色 科	ニ ッ ト 科	洋 裁 科
洋 服 科	縫 製 科	和 裁 科	寝 具 科	帆 布 製 品 科
木 型 科	木 工 科	工 業 包 装 科	紙 器 科	製 版 ・ 印 刷 科
製 本 科	プラスチック製品科	レザ加工科	ガ ラ ス 科	ほうろう製品科
陶 磁 器 科	石 材 科	麵 科	パン・菓子科	食 肉 科
水産物加工科	発 酵 科	建 築 科	枠組壁建築科	と び 科
建 設 科	プレハブ建築科	屋 根 科	ス レ ー ト 科	建 築 板 金 科
防 水 科	サッシ・ガラス 施 工 科	畳 科	インテリア科	床 仕 上 げ 科
表 具 科	左官・タイル科	築 炉 科	ブロック建築科	熱 絶 縁 科
冷凍空調機器科	配 管 科	住宅設備機器科	さ く 井 科	土 木 科
測 量 科	建築物設備管理科	ボ イ ラ ー 科	ク レ ー ン 科	建 設 機 械 運 転 科
港 湾 荷 役 科	化 学 分 析 科	公 害 検 査 科	木 材 工 芸 科	竹 工 芸 科
漆 器 科	貴金属・宝石科	印 章 彫 刻 科	塗 装 科	広 告 美 術 科
デ ザ イ ン 科	義 肢 装 具 科	電 気 通 信 科	電 話 交 換 科	事 務 科
貿 易 事 務 科	流通ビジネス科	写 真 科	介 護 サ ー ビ ス 科	理 容 科
美 容 科	ホテル・旅館・ レ ス ト ラ ン 科	観 光 ビ ジ ネ ス 科	日 本 料 理 科	中 国 料 理 科
西 洋 料 理 科	臨 床 検 査 科	フ ラ ワ ー 装 飾 科	メカトロニクス科	情 報 処 理 科
フォークリフト科	建築物衛生管理科	福 祉 工 学 科		

〈別表4〉「職業能力開発促進法による受験資格及び免除の範囲」

※職業能力開発促進法施行規則より

受験資格		必要な 実務経 験年数 ※2	免除の範囲 ※1				
			実 技 試 験	学科試験		指 導 方 法	
				関連学科			
			系基礎	専攻			
職業能力開発促進法によるもの	長期課程の指導員訓練修了者	1年					
	長期養成課程の指導員養成訓練修了者	1年					
	指導員養成課程の指導員養成訓練修了者で、既に他の指導員免許を受けた者	1年					
	職業能力開発研究学域の指導員養成訓練修了者で、既に他の指導員免許を受けた者	1年					
	短期養成課程の指導員養成訓練修了者 (職業能力開発総合大学校の長が認める者)	1年	合格と認められる科目について免除				
	実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練修了者 (職業能力開発総合大学校の長が認める者) ※3	—	合格と認められる科目について免除				
	免許職種に関し応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了者	0年		○	○		
	免許職種に関し専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了者	1年		○	○		
	免許職種に関し普通課程の普通職業訓練修了者	2年					
	免許職種に関し短期課程の普通職業訓練(700時間以上)修了者	3年					
学校教育法によるもの	大学において、免許職種に関する学科を修めて卒業した者	1年		○	○		
	短期大学において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年					
	高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年		○	○		
	高等学校又は中等教育学校後期課程において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	3年					
	高等学校又は中等教育学校以上の卒業生	5年					
	中学校卒業生(実務経験のみの者)	8年					
	厚生労働大臣 指定校	専門課程の専修学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年制	3年			
			3年制	2年			
	高等課程もしくは一般課程の専修学校又は各種学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年制	4年				
		3年制	3年				
技能検定	免許職種に関し技能検定1級又は単一等級(「電子回路接続」「バルコニー施工」を除く)合格者(別表5参照)	0年	○	○	○		
	免許職種に関し技能検定単一等級「電子回路接続」「バルコニー施工」合格者	0年					
	免許職種に関し技能検定2級合格者	0年	○				
指導員試験(一部合格)	免許職種に関し職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	—	○				
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験(指導方法)に合格した者	—				○	
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験(関連学科のうち系基礎学科)に合格した者	—		○			
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験(関連学科のうち専攻学科)に合格した者	—			○		
	職業訓練指導員試験において学科試験(関連学科のうち系基礎学科)に合格した者(当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科のみ) ※3	—		○			
免許等	免許職種と同一系の職業訓練指導員免許を受けた者 ※3	—		○		○	
	免許職種と同一系でない職業訓練指導員免許を受けた者 ※3	—				○	
	〈別表5〉に掲げる他の法令により試験の免除を受けることができる者	〈別表5〉参照					

- ※1 ○印は免除される範囲を示します。実技試験及び学科試験の関連学科が免除になる方のみ、受験が可能です。
- ※2 必要な実務経験年数は、受験する免許職種に関するもの、かつ、受験資格を満たしてからの経験年数とします。
- ※3 別途、受験する免許職種について受験資格を有している必要があります。

〈別表5〉「他の法令による受験資格及び免除の範囲」

※職業能力開発促進法施行規則 別表第11の3より

免許職種	【根拠法令】 受験資格	免除の範囲 ※		
		実技	学 科	
			関連 学科	指導 方法
電子科	【電波法】 第1級陸上無線技術士 <u>(必要書類：免許証)</u>	○	○	
自動車整備科	【自動車整備士技能検定規則】 1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、1級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士もしくは2級二輪自動車整備士 【平成12年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則】 1級四輪自動車整備士 【昭和53年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則】 2級三輪自動車整備士 <u>(必要書類：技能検定の合格証書)</u>	○	○	
自動車車体整備科	【自動車整備士技能検定規則】自動車車体整備士 <u>(必要書類：技能検定の合格証書)</u>	○	○	
航空機整備科	【航空法】 1等航空整備士もしくは2等航空整備士または航空工場整備士 <u>(必要書類：航空従事者技能証明書)</u>	○	○	
溶接科	【ボイラー及び圧力容器安全規則】特別ボイラー溶接士 <u>(必要書類：免許証)</u>	○	○	
測量科	【測量法】測量士試験の合格者 <u>(必要書類：試験の合格証書)</u>	○	○	
ボイラー科	【ボイラー及び圧力容器安全規則】特級ボイラー技士 【電気事業法】ボイラー・タービン主任技術者 <u>(必要書類：免許証もしくは免状)</u>	○	○	
電気通信科	【電波法】第1級総合無線通信士 <u>(必要書類：免許証)</u>	○	○	
臨床検査科	【医師法】医師国家試験の合格者 【歯科医師法】歯科医師国家試験の合格者 【獣医師法】獣医師国家試験の合格者 <u>(必要書類：試験の合格証書)</u>	○	○	
事務科	【公認会計士法】 公認会計士試験の短答式による試験の合格者もしくは論文式による試験の合格者 【平成15年法律による改正前の公認会計士法】 公認会計士試験の第2次試験の合格者もしくは第3次試験の合格者 【税理士法】 税理士試験の合格者 <u>(必要書類：試験の合格証書)</u>	○	○	
介護サービス科	【児童福祉法】保育士（*）かつ（#）に該当する者 【保健士助産師看護師法】保健師、助産師または看護師 【保健士助産師看護師法】准看護師（*）に該当する者 【教育職員免許法】養護教諭（*）または（#）に該当する者 【理学療法士及び作業療法士法】理学療法士もしくは作業療法士（#）に該当する者 【社会福祉士及び介護福祉士法】社会福祉士（#）に該当する者 介護福祉士 【精神保健福祉士法】精神保健福祉士（#）に該当する者 【就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律】保育教諭（*）かつ（#）に該当する者 <u>(必要書類：登録証、免許証あるいは資格者証)</u> （*）…介護サービス科に関し7年以上の実務経験を有する者 （#）…社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定に該当する者 「3年以上介護等の業務に従事した者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において6月以上 介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの」（介護に関して3年以上の実務経験を有し、いわゆる「介護福祉士実務者研修」の修了者）	○	○	
港湾荷役科	【労働安全衛生法】による船内荷役作業主任者技能講習の修了者かつ【道路交通法】による大型特殊自動車免許の取得者並びに【労働安全衛生法】による車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習の修了及び玉掛け技能講習の修了者 <u>(必要書類：技能講習修了証及び免許証)</u>	○	○	

※ ○印は免除される範囲を示します。

〈別表6〉「職業訓練指導員免許職種と技能検定職種との対応表」 ※職業能力開発促進法施行規則 別表第11の2

免 許 職 種	技 能 検 定 職 種	免 許 職 種	技 能 検 定 職 種
園 芸 科	園芸装飾	冷 凍 空 調 機 器 科	冷凍空気調和機器施工
造 園 科	造園	染 色 科	染色
森 林 環 境 保 全 科	造園	ニ ッ ト 科	ニット製品製造
鉄 鋼 科	金属溶解	洋 裁 科	婦人子供服製造
鑄 造 科	金属溶解、鑄造、ダイカスト、粉末冶金	洋 服 科	紳士服製造
		和 裁 科	和裁
鍛 造 科	鍛造	寝 具 科	寝具製作
熱 処 理 科	金属熱処理、金属材料試験	帆 布 製 品 科	帆布製品製造
機 械 科	機械加工、非接触除去加工、金型製作、仕上げ、切削工具研削、機械検査、機械保全、油圧装置調整、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図	縫 製 科	布はく縫製
		木 工 科	家具製作、建具製作、機械木工
		紙 器 科	紙器・段ボール箱製造
構 造 物 鉄 工 科	鉄工	製 版 ・ 印 刷 科	プリプレス、印刷
塑 性 加 工 科	金属プレス加工、建築板金、工場板金、鉄工	製 本 科	製本
		プ ラ ス チ ッ ク 製 品 科	プラスチック成形、強化プラスチック成形
建 築 板 金 科	建築板金	ブ ロ ッ ク 建 築 科	ブロック建築、エーエルシーパネル施工
金 属 表 面 処 理 科	めっき、アルミニウム陽極酸化処理		
電 子 科	電子機器組立て、自動販売機調整、電子回路接続、半導体製品製造	石 材 科	石材施工
メカトロニクス科	電気機器組立て、シーケンス制御	麵 科	製麵
電 気 科	電気機器組立て、自動販売機調整、電気製図、シーケンス制御		
自 動 車 製 造 科	内燃機関組立て	パ ン ・ 菓 子 科	パン製造、菓子製造
内 燃 機 関 科	内燃機関組立て		
鉄 道 車 両 科	鉄工、鉄道車両製造・整備	食 肉 科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
造 船 科	鉄工	水 産 物 加 工 科	水産練り製品製造
時 計 科	時計修理	発 酵 科	みそ製造、酒造
光 学 ガ ラ ス 科	光学機器製造	建 築 科	建築大工、枠組壁建築、サッシ施工、バルコニー施工
光 学 機 器 科	光学機器製造		
製 材 機 械 科	切削工具研削	枠 組 壁 建 築 科	建築大工、枠組壁建築、バルコニー施工
縫 製 機 械 科	縫製機械整備	屋 根 科	かわらぶき
建 設 機 械 科	建設機械整備	と び 科	とび
農 業 機 械 科	農業機械整備	左 官 ・ タ イ ル 科	左官、タイル張り
築 炉 科	築炉	化 学 分 析 科	化学分析
量 科	量製作	公 害 検 査 科	化学分析

免許職種	技能検定職種	免許職種	技能検定職種
配管科	配管	貴金属・宝石科	貴金属装身具製作
住宅設備機器科	配管	印章彫刻科	印章彫刻
さく井科	ウエルポイント施工、さく井	表具科	表装
建設科	型枠施工、鉄筋施工、 コンクリート圧送施工	塗装科	塗装、塗料調色
		広告美術科	広告美術仕上げ
防水科	防水施工	義肢装具科	義肢・装具製作
インテリア科	内装仕上げ施工、表装	工業包装科	工業包装
床仕上げ科	内装仕上げ施工	写真科	写真
土木科	ウエルポイント施工	建築物衛生管理科	ビルクリーニング
熱絶縁科	熱絶縁施工	日本料理科	調理
建築物設備管理科	ビル設備管理	中国料理科	調理
サッシ・ガラス 施工科	カーテンウォール施工、 サッシ施工、ガラス施工	西洋料理科	調理
		フラワー装飾科	フラワー装飾

※本表に記載のない技能検定職種（名称変更または廃止された職種）については、下記までお問い合わせください。

●問合せ先

〒231-8588

横浜市中区日本大通1

神奈川県 産業労働局 労働部 産業人材課 技能振興グループ

TEL (045) 210-5720

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/xa4/instructor/index.html>



職業訓練指導員 神奈川県



で検索